

# 国際財務報告基準の拡大と対応

## －平衡準備金の廃止を中心に－

主任研究員 岡田 宏子

### 目 次

1. はじめに
2. IFRS 基準の拡大
  - (1) IASB の概要
  - (2) EU の国際財務報告基準の採用
  - (3) 米国会計基準との統合作業
  - (4) 諸外国とわが国の対応
3. 保険に関する IFRS と監督当局の対応
  - (1) 保険に関する IFRS
  - (2) 異常危険準備金・平衡準備金の廃止
4. 保険会社の対応と IR
  - (1) アクサグループの例
  - (2) アビバグループの例
5. おわりに

## 1. はじめに

欧州連合（European Union：以下「EU」）では、2005年1月より始まる会計年度からすべての上場会社に対し、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：以下「IFRS 基準<sup>1</sup>」）による連結財務報告を義務付けており、2006年からIFRS 基準による財務報告が行われている。また、保険契約に関する会計基準であるIFRS 第4号は、このEUの強制適用の時期に間に合わせるために2004年3月、暫定的基準（フェーズⅠ）が公表されたが、本格基準（フェーズⅡ）の討議資料の公表が2007年の第1四半期に予定されている。保険負債にも金融商品と同じく公正評価を取入れるなど、これまでの会計慣行と大きく違う内容を提案し、各国の監督当局や業界団体と論争が行われた基準の導入もいよいよ最終段階となってきた。

IFRS 基準は、その適用が各国に自動的に義務付けられるような強制力のあるものではない。しかしながら、IFRS 基準を制定する国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下「IASB」）は、同じく世界の資本市場で大きな影響力を持つ米国会計基準を制定する米国会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下「FASB」）とともに、2008年を目標とした統合作業を進めており、世界的に会計基準の統合が進むなかで、わが国の会計基準もIFRS 基準との統合へ向けて作業が進められており、日本の損害保険会社として決して傍観できるものではない。

本稿では、これまでIFRS 基準が、その影響を拡大してきた経緯をEUの上場企業へのIFRS 基準の適用義務付けを中心に解説した後、損害保険会社に関係の深いIFRS 基準として、保険契約に関する会計基準IFRS 第4号フェーズⅠの異常危険準備金および平衡準備金の廃止についてその内容と監督当局の対応を紹介し、最後に、2005年1月からのEUでのIFRS 基準の適用を行った保険会社として、アクサとアビバのIR活動を中心とした対応および実際の財務報告上の影響をみる。

## 2. IFRS 基準の拡大

### (1) IASB の概要

#### a. IASB の沿革

IASB の前身である国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee：以下「IASC」）は、グローバル・スタンダードとなる会計基準の策定を目的として、オーストラリア、カナダ、フランス、西ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、イギリス、米国の公認会計士協会により1973年に設立された。

設立当初、IASC が設定した国際会計基準（International Accounting Standard：以下「IAS 基準」）は、民間団体の合意による基準のため強制力はなく、参加各国の

---

<sup>1</sup> イファースと発音。現在有効である基準には、IASB の前身である IASC が公表した IAS と、IASB が公表した IFRS があるが、本稿では IAS も含めて IFRS 基準と呼ぶことにする。

会計基準を集約して容認したものに過ぎなかった。各国の歴史的経緯や会計慣行を反映した会計処理の統合を図るのは非常に困難であり、一つの基準を中心とするとその他の国から批判が起きるといった状況にあったため、IAS 基準は、選択の幅が広く、比較可能性に欠けるという課題を抱えることになり、その普及は難しいと見られていた。

しかし、証券市場の監督当局の国際組織である証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions：以下「IOSCO」）が、IASC のプロジェクトの諮問グループに参加したことからその存在感は急速に拡大した。このプロジェクトとは、IASC が 1987 年に開始した「財務諸表比較可能性プロジェクト」であり、それまで容認してきた会計処理方法の多様性を制限し、財務諸表作成に使用する会計基準の統一化を目指すものであった<sup>2</sup>。

1995 年、IOSCO は、IASC が国際的な資金調達を行う企業が使用する包括的な会計基準である「コア・スタンダード」を完成させれば、すべてのグローバルな証券市場における国境を越えた資金調達および上場に対して、IAS 基準を用いることを支持すると表明した。1998 年これが完成し、IOSCO によって 2000 年 5 月に承認され、IAS 基準が IOSCO 加盟国に推奨されることとなった。

2001 年には、IASC は、世界の証券市場監督者が関与する IASB へと改組され、これまでより強い影響力を持つ団体となった。

## b. 会計基準

図表 1 および図表 2 は、現在有効な IFRS 基準である。また、IFRS 基準第 8 号営業セグメントが、2009 年 1 月 1 日より有効となる。

図表 1 IAS 一覧

| NO     | 基準書名                 |
|--------|----------------------|
| 第 1 号  | 財務諸表の表示              |
| 第 2 号  | 棚卸資産                 |
| 第 7 号  | キャッシュフロー計算書          |
| 第 8 号  | 会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬 |
| 第 10 号 | 後発事象                 |
| 第 11 号 | 工事契約                 |
| 第 12 号 | 法人所得税                |
| 第 14 号 | セグメント別報告             |
| 第 16 号 | 有形固定資産               |
| 第 17 号 | リース                  |
| 第 18 号 | 収益                   |
| 第 19 号 | 従業員給付                |
| 第 20 号 | 政府補助金の会計処理および政府援助の開示 |
| 第 21 号 | 外国為替レート変動の影響         |
| 第 23 号 | 借入費用                 |

<sup>2</sup> その後、EC 委員会も、1990 年にこのプロジェクトに参加した。

| NO     | 基準書名                     |
|--------|--------------------------|
| 第 24 号 | 関連当事者についての開示             |
| 第 26 号 | 退職給付制度の会計および報告           |
| 第 27 号 | 連結および個別財務諸表              |
| 第 28 号 | 関連会社に対する投資               |
| 第 29 号 | 超インフレ経済下における財務報告         |
| 第 30 号 | 銀行および類似する金融機関の財務諸表における開示 |
| 第 31 号 | ジョイント・ベンチャーに対する持分        |
| 第 32 号 | 金融商品：開示および表示             |
| 第 33 号 | 1 株当たり利益                 |
| 第 34 号 | 中間財務報告                   |
| 第 36 号 | 資産の減損                    |
| 第 37 号 | 引当金、偶発債務および偶発資産          |
| 第 38 号 | 無形資産                     |
| 第 39 号 | 金融商品：認識および測定             |
| 第 40 号 | 投資不動産                    |
| 第 41 号 | 農業                       |

(出典：IASB ウェブサイトをもとに作成)

**図表 2 IFRS 一覧**

| NO    | 基準書名                   |
|-------|------------------------|
| 第 1 号 | 国際財務報告基準書の初度適用         |
| 第 2 号 | 株式報酬                   |
| 第 3 号 | 企業結合                   |
| 第 4 号 | 保険契約                   |
| 第 5 号 | 売却目的で保有している固定資産および廃止事業 |
| 第 6 号 | 鉱物資源の探査および評価           |
| 第 7 号 | 金融商品：開示                |

(出典：IASB ウェブサイトをもとに作成)

## (2) EU の国際財務報告基準の採用

2000 年、EU は、域内に本店を有する上場企業約 7,000 社に IFRS 基準による財務報告を義務付けることを決定した。それまで IAS 基準により財務報告を行っていた企業は 300 社程度といわれていたが、一気にその数が増加することとなった。

### a. 会計分野の法規制の調和化

EU では、1980 年代前半までに、株式会社の計算書類に関して、貸借対照表と損益計算書のレイアウトに関する会社法第 4 次指令 (78/660/EEC)<sup>3</sup>、および連結決算に

<sup>3</sup> この指令の正式名称は、「特定形態の会社の年次財務諸表に関する取扱いの [EEC 条約] 第 54 条第 3 項 g 号に基づく 1978 年 7 月 25 日付第 4 次理事会指令 (78/660/EEC) (Fourth Council Directive 78/660/EEC of 25 July 1978 based on Article 54 (3) (g) of the Treaty on the annual accounts of certain types of companies)」である。

関する会社法第7次指令（83/349/EEC）<sup>4</sup>が採択されていた。

保険事業は、その特殊性を理由にこれらの規制の対象外となっていたが、1990年代に活発に行われた保険会社の国境を越えたM&Aの結果、EU域内の複数の加盟国において営業する保険会社が現れ、その計算書類を比較可能な内容にする必要性が生じてきた。そこで、保険会社の貸借対照表および損益計算書のレイアウトおよび項目を統一することを目的として、保険計算書類指令（91/674/EEC）<sup>5</sup>が1991年に採択された。しかし、これらの指令では、最低限の調和しか盛り込まれておらず、オプション項目が多かったため、加盟国ごとに異なった基準を採用しており、財務諸表を比較するには不十分なものであった。

## b. IFRS 基準適用義務付けの経緯

これらの指令に従って各加盟国の会計規制により作成された財務諸表は、主に税制に基盤を置いたものであったため、世界の基準、特に、米国SECによる基準と合致しておらず、投資家や資本市場が必要としている情報が織り込まれていなかった。そのため、主要な欧州の企業は、海外で資本を調達するために米国会計基準による2次的な財務諸表を作成する必要があった。欧州の会計基準と第三国の基準が違うことにより、国際的に事業を展開する企業が、連結財務諸表を異なった基準で再度作成する必要が生じることは、財務諸表の透明性と安全性の観点から好ましくない事態であった。

EUは、すべての欧州の国際企業が、欧州の規制当局が全く影響力を持たない米国会計基準による財務報告を補助的に行わなければならない状態を改善しようと考えた。このとき、各指令を改正し、国内会計基準のEU域内での全体的な調和を課す「欧州会計基準」を作成し、米国との間で会計の相互認証に関する合意を締結するという方法もあった。しかし、会計の調和化を目的とした指令があるとはいっても、そのような基準は実質的には存在しなかったため、一から作ることになり、それには相当な時間を要することが予想された。そのような方法は、金融市場のグローバル化の潮流に逆らい、EU域内の企業が域外で資金調達を行う能力を弱める可能性があった。また当時、既に、米国会計基準は欧州の多くの当局者によって認知されていたため、米国が欧州会計基準を認知するメリットはなく、この方法は非現実的であった。

そこで1995年、EC委員会は、欧州会計基準を国際フレームワークに従わせるという代替的な解決策をとることにした。当時、国際的に認められた財務報告基準としては、資本市場で既に大きな影響力を持っていた米国会計基準とIAS基準の2つがあっ

<sup>4</sup> この指令の正式名称は、「連結財務諸表に関する取扱いの [EEC 条約] 第54条g号に基づく1983年6月13日付第7次理事会指令（83/349/EEC）（Seventh Council Directive 83/349/EEC of 13 June 1983 based on the Article 54 (3) (g) of the Treaty on consolidated accounts）」である。

<sup>5</sup> この指令の正式名称は、「保険事業者の年次計算書類および連結計算書類に関する1991年12月19日付理事会指令（Council Directive 91/674/EEC of 19 December 1991 on the annual accounts and

たが、EC 委員会は、次のような理由から後者を選択した。

- ① IAS 基準は、米国の環境に合わせて作成された基準と比較して、国際的にバランスのとれた見方によって作成されてきたという利点がある。
- ② IAS 基準は、原則ベースの基準であり、詳細なルールベースの基準を特徴とする米国会計基準よりも欧州の環境に適している。
- ③ EU は、米国会計基準に何の影響力ももっていないが、IAS 基準の作成には参加することができる。

1995 年、EC 委員会は、大手企業が連結財務諸表を作成する際には、IAS 基準に準拠すべきとの勧告 (Recommendation)<sup>6</sup> を採択した。その後 2000 年 3 月に発表された金融サービス行動計画 (Financial Services Action Plan : FSAP) において、2005 年までに金融サービス市場を完全に統合し、国際的な投資家にとって魅力的なものとするという目標が設定され、会計分野に関しては、2000 年 6 月「EU 財務報告戦略：前進への道のり」<sup>7</sup> に関する通知 (Communication)<sup>8</sup> が採択され、この中で、EU 域内の単一の会計基準として IAS 基準を採用すべきという提言が行われた。これを受けて 2002 年 7 月、IFRS 基準の適用規則 No1606/2002 (以下：「EU 規則」)<sup>9</sup> が採択され、EU 域内の上場企業は、2005 年 1 月 1 日以降、連結財務報告の際に IAS 基準の適用を義務付けられることとなった。

### c. 会計分野における主権の維持

EC 委員会は、EU 規則の採択に先立ち、EU の上場企業の財務報告に IFRS 基準を義務付けることは、その基準設定における政治的な責任を、非政府 (民間) の第三者機関に委譲するわけではなく、規制上の監督の実効性を確保し、重要な不足を訂正する方法を持たなければならないとしている。これを受けて EU 規則の第 3 条には、EU における IFRS 基準適用のプロセスが規定された。

EC 委員会は、IASB が公表したすべての IFRS 基準を、無条件にそのまま受け入れるわけではない。IFRS 基準が公表されると、EC 委員会は、加盟国の代表者から構成

---

consolidated accounts of insurance undertakings)」である。

<sup>6</sup> 勧告とは、EC 委員会または欧州連合理事会が、加盟国や対象企業、個人等に、一定の行為や措置を採ることを期待する旨を表明するもので法的拘束力は持たない。

<sup>7</sup> “EU Financial Reporting Strategy: the way forward” (document COM (2000) 359)

<sup>8</sup> 通知とは、その形式は共同体条約に規定されていないが、EC 委員会が、諸政策を遂行するための行政行為として発せられるものである。

<sup>9</sup> 本規則の正式名称は、「国際会計基準の適用に関する 2002 年 7 月 19 日付欧州議会および理事会規則 (EC) No1606/2002 (Regulation (EC) No 1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July 2002 on the application of international accounting standards)」である。規則は、各加盟国がそれぞれの事情を勘案して国内法制化を行う指令と違い、直接的に加盟国を拘束するため、時間を節約し、統一的な規制を行うことができる。

される会計規則委員会（Accounting Regulatory Committee：以下「ARC」）に、EU域内でその基準を適用すべきかどうかの検討の提案を行う。ARCは、欧州財務報告助言グループ（European Financial Reporting Advisory Group：以下「EFRAG」）から専門的なアドバイスを受けた後、その基準が次の3つの基準を充たしていれば採択を行う。

- ① 企業の資産、財務状態および業績（performance）を真実かつ公正に反映するものであること。
- ② 欧州の公共の利益の妨げとなるものではないこと<sup>10</sup>。
- ③ 経済的な意思決定および経営者の受託責任の評価を行うために財務情報に求められている基準として、理解可能であり、目的に適っており、信頼でき、比較可能性のあるという水準を充たすものであること。

EFRAGは、IASBより公表されたIFRS基準を検討するだけでなく、EUとともに会計基準の標準化の国際的なプロセスの活動にも参加している。すなわち、進行中のプロジェクトに関しては積極的に意見を述べ、公開草案には公式のコメントレターを出すことにより、ARCによりIFRS基準の内容が不適切とされ、独自の修正が行われた「欧州版IFRS」が作成されるのを防いでいる<sup>11</sup>。

#### d. 適用時期と適用対象

EU規則では、EU加盟国の法律が適用され、EU域内の規制市場<sup>12</sup>で証券が取引されている会社は、2005年1月1日以降に始まる会計年度より、連結財務諸表をIFRSにより作成しなければならないと規定している（4条）。なお、IFRS第1号では、初年度適用時に、最低でも1年以上のIFRS基準に基づく比較情報が義務付けられているため、2005年12月決算の会社は、前年2004年1月に開始するIFRS基準による貸借対照表を作成する必要がある。ただし、既に米国会計基準を採用している会社に対しては、加盟国が、経過期間として2年を与え、2007年からの適用とすることもできるとした。また、社債のみを上場している会社に対しても同様の取扱いができた。

個別財務諸表は、強制適用の対象とはなっておらず、その適用は加盟国に委ねられている。これは、規制のねらいが資本市場への情報提供にあることから、比較可能性や透明性のある連結財務諸表でニーズが充たされると考えられるためであり、また個別財務諸表は、国内法や国内税制と密接に結びついていることへの配慮もある。

加盟国は、非上場会社に対しても、IFRSに基づく財務報告書の作成を容認したり、

<sup>10</sup> テクニカルの面では正しいが、あまりに理論的すぎて実務に向かない場合などがあげられる。

<sup>11</sup> 「欧州連合（EU）の国際会計基準導入について」（財務会計基準機構、2002.11）

義務付けたりすることができる」とされている。しかしながら、EC 委員会は、2003 年、非上場会社に対して IFRS 適用を義務付けていない加盟国のおよそ 500 万の会社に対しても、IFRS 基準と同水準の高品質な財務報告を行わせるために会計理論および実務の修正を行うことを目的として、これまで採択された財務諸表に関する指令と IFRS 基準との調和を図る指令（2003/51/EC）<sup>13</sup>を採択した。これによって、EU 指令をもとに作成される加盟国の国内会計基準と IFRS 基準との主な相違点は解消され、EU 域内のすべての企業が IFRS 基準に準拠した財務諸表を作成することとなった<sup>14</sup>。つまり、非上場会社に対しても IFRS 基準との統合（コンバージェンス）の制度が取り入れられている。

#### e. 域外企業の取扱い

EU 規則は、域内企業を対象としたものであるが、域外企業が、域内の資本市場に上場・起債をする際には、2003 年 11 月に採択された目論見書指令（2003/71/EC）<sup>15</sup> および 2004 年 12 月に採択された透明性指令（2004/109/EC）<sup>16</sup>が適用される。

目論見書指令は、EU 域内において、証券を新たに上場・起債する際に、IFRS 基準と同等の基準に従った目論見書を提出する旨義務付けており、2005 年 7 月から施行されることとなっていた（2004 年 2 月、第三国の証券発行者には 2007 年 1 月 1 日までは適用されない旨決定）。また透明性指令は、EU 域内の市場に証券を上場している発行者に対し、IFRS 基準と同等の基準に従った連結財務諸表の公表を義務付けるもので 2007 年からの適用となっていた。これらの指令により、日本の会計基準が IFRS 基準と同等と認められなければ、IFRS 基準による財務報告書を作成するか、IFRS 基準に準拠した追加開示が要求されることとなった<sup>17</sup>。

---

<sup>12</sup> 規制市場（regulated market）とは、指令 93/22/EEC 第 1 条第 13 項に定義される市場をいう。

<sup>13</sup> この指令の正式名称は、「特定形態の会社、銀行およびその他の金融機関ならびに保険事業者の年次および連結財務諸表に関する、78/660/EEC [会社法第 4 次指令]、83/349/EEC [会社法第 7 次指令]、86/635/EEC [金融機関計算書類指令]、91/674/EEC [保険計算書類指令]を改正する 2003 年 6 月 18 日付欧州議会および理事会指令 2003/51/EC（Directive 2003/51/EC of the European Parliament and of the Council of 18.6.2003 amending Directives 78/660/EEC, 83/349/EEC, 86/635/EEC and 91/674/EEC on the annual and consolidated accounts of certain types of companies, banks and other financial institutions and insurance undertakings (Text with EEA relevance)）」である。

<sup>14</sup> EU プレスリリース IP/03/638

<sup>15</sup> この指令の正式名称は、「証券の起債・上場時に公表される目論見書に関する、指令 2003/34/EC を改正する 2003 年 11 月 4 日付欧州議会および理事会指令 2003/71/EC（Directive 2003/71/EC of the European Parliament and of the Council of 4 November 2003 on the prospectus to be published when securities are offered to the public or admitted to trading and amending Directive 2001/34/EC (Text with EEA relevance)）」である。

<sup>16</sup> この指令の正式名称は、「証券を規制市場に上場させる発行体についての情報に関連する透明性要求の調和に関する、指令 2001/34/EC を改正する 2004 年 12 月 15 日付欧州議会および理事会指令 2004/109/EC（Directive 2004/109/EC of the European Parliament and of the Council of 15 December 2004 on the harmonisation of transparency requirements in relation to information about issuers whose securities are admitted to trading on a regulated market and amending Directive 2001/34/EC）」である。

<sup>17</sup> いわゆる会計の 2007 年問題である。



2005年7月にEUの欧州証券規制当局委員会(Committee of European Securities Regulators:以下「CESR」)がEC委員会に対して行った同等性評価に関する最終報告では、日本の会計基準とIFRS基準は総じて同等としたが、重大な差異として26項目を指摘し、これらについて追加開示等の調整措置を求めることとなった。

その後、各国の働きかけにより、2007年とされていた適用期限については、米国、日本、カナダに対して、会計基準の同等性評価の決定が2009年まで2年延期された。日本の会計基準に関しては、CESRに指摘された26項目についてコンバージェンスの取組みが進められている<sup>18</sup>。これらの3カ国以外の自国の会計基準を採用している企業は、2007年1月1日以降、それらの基準がIFRS基準と同等でない場合、IFRSに準拠した財務諸表に修正して開示する必要がある。

### (3) 米国会計基準との統合作業

米国会計基準を取扱うFASBは、米国会計基準がデファクト・スタンダード(事実上の標準)であるとして、IASBとは一線を画してきたが、2001年、エンロンの不正会計事件が発生し、米国会計基準への信頼が揺らいだことから、この姿勢が変化した。

2002年9月、FASBとIASBは、FASBの本拠地である米国コネチカット州ノーウォークにおいて会議を行い、10月に米国会計基準とIFRS基準のコンバージェンスに向けた共同作業を行う合意(ノーウォーク合意)を公表した。さらに2006年2月、両審議会は、ノーウォーク合意を更新する覚書(Memorandum of Understanding: MOU)を承認した。

このMOUは、「世界の資本市場において使用するための高品質な共通の会計基準を開発する」という共同作業の目的を再確認するとともに、IFRS基準を用いて米国に登録している米国以外の会社に対して、財務報告の際に、会計基準の差異に関する調整表を作成する義務を除去することを目的としたロードマップを追加している。このロードマップには、2008年を目標としたIFRS基準と米国会計基準間の差異縮小への取組みが具体的に示されている<sup>19</sup>。

### (4) 諸外国とわが国の対応

オーストラリアでは、EUと同じく2005年1月1日以降に開始する会計年度より、すべてのオーストラリアの報告企業に対し、IFRS基準に準拠した報告が義務付けられている。ニュージーランドでは、2007年1月1日以降、これまで採用してきた米国会計基準に代えて、IFRS基準を採用するとしている。また、カナダは、2006年1

<sup>18</sup> 2006年11月27日、東京において、日本の会計基準とIFRS基準の相互承認を達成することを視野に入れた、日EU会計基準の動向に関する第1回モニタリング会合が開催された。次回の開催は2007年前半を予定しており、今後も年2回は定期的で開催するということである。

<sup>19</sup> このMOUの内容については、IASBの理事である山田辰巳氏が「IASBとFASBの覚書(MOU)について—米国会計基準とIFRSの更なるコンバージェンス—」月刊資本市場No. 256(資本市場研究会、

月にカナダ会計基準と IASB 基準との統合作業を 5 年の経過期間に行い、2011 年 4 月以降、上場企業向けのカナダ会計基準を廃止するとしている<sup>20</sup>。

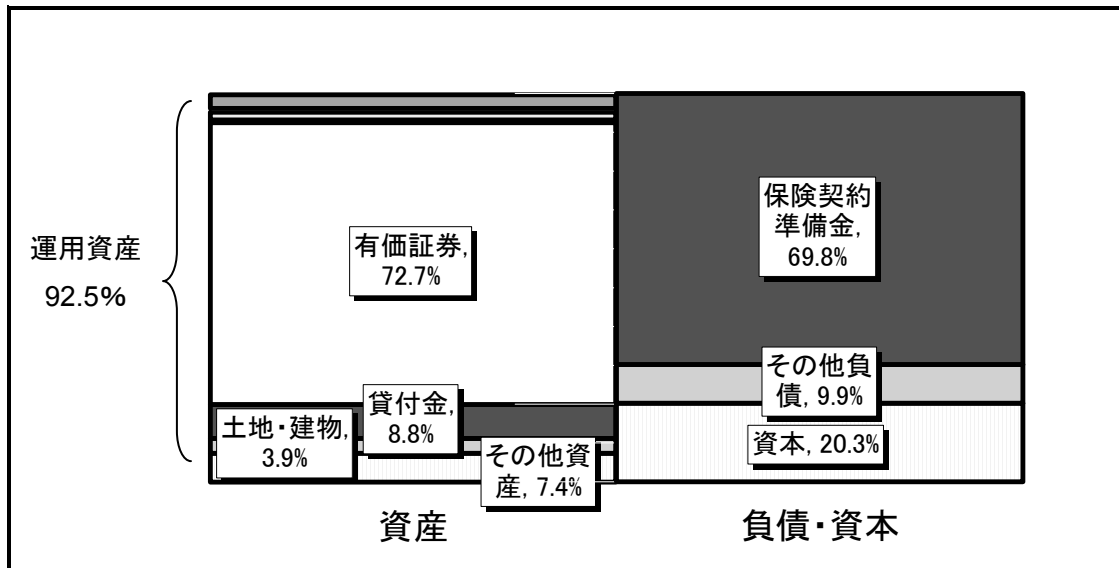
こうして IFRS 基準が影響力を増す中で、世界の中で日本の会計基準が孤立する懸念が高まってきた。わが国の企業会計基準委員会は、IASB との会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトを 2005 年 3 月より開始し、2006 年 9 月までに 4 回の会合を行っている。2006 年 7 月に経済財政諮問会議が公表した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（骨太の方針 2006）<sup>21</sup>には、政策課題の一つとして、「会計基準の国際的な収斂の推進を図る」との文言が盛り込まれている。

### 3. 保険に関する IFRS と監督当局の対応

#### (1) 保険に関する IFRS

これまで公表された IFRS 基準のうち、損害保険会社に関係の深いものとして、IAS 第 32 号金融商品：開示および表示、IAS 第 39 号金融商品：認識および測定とともに、IFRS 第 4 号保険契約がある。IAS 第 39 号は、図表 3 に示すとおり、損害保険会社の資産の多くを占める金融商品の会計基準であり、IFRS 第 4 号は負債の 7 割を占める保険契約準備金に関係の深い基準である。

図表 3 日本の損害保険会社の貸借対照表（2004 年度）



（注 1）「有価証券」の上部の運用資産の内訳は、上から預貯金（構成比：4.7%）、コールローン（2.6%）、買現先勘定（0.1%）、買入金銭債権（0.7%）、金銭の信託（0.7%）である。

（注 2）保険契約準備金は、支払備金（8.7%）および責任準備金（61.1%）からなる。

（出典：日本損害保険協会「ファクトブック 2005 日本の損害保険」（2005.9）p. 11 をもとに作成）

2006.12) において解説している。

<sup>20</sup> カナダの上場企業の多くは米国の証券市場にも上場しており、米国会計基準の調整表を作成している。

<sup>21</sup> <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizai/kakugi/060707honebuto.pdf>

## a. IFRS 第4号フェーズ I

IFRS 第4号は、保険契約に関する会計基準を示したものである。1997年12月に開始された保険契約プロジェクトは、1999年12月に討議資料（Discussion Paper：DP）、2001年11月に原則書草案（Draft Statement of Principles：DSOP）が公表された。

その内容は、保険負債にも他の金融商品と同様に公正価値評価の導入を提案するなど、これまでの会計慣行と大きく異なる内容であったため、主要国の保険業界等からの反発が大きかった。そのため2002年5月、2005年1月からのEUでの適用の期限に合わせ、2つの段階（フェーズ）にわけて検討を行うことが決定された。2003年7月公開草案（Exposure Draft：ED）が公表され、2003年10月までコメントを受け付けた後、2004年3月にIFRS第4号のフェーズIが公表され、2005年1月より適用となった。EUでは、IFRS第4号フェーズIを適用した財務諸表が2005年12月期決算より公表されている。

保険の特殊性に関する議論はフェーズIIに持ち越され、フェーズIでは、概念フレームワーク（Conceptual Framework）<sup>22</sup>等の基準適用を免除し、各国の既存の会計基準を暫定的に踏襲するかたちとなっている。フェーズIIでは、他の金融商品との共通性が高く、国際的にも統一された比較可能性の高い保険契約の会計基準の策定が焦点となっている。

## b. IFRS 第4号フェーズ II

### (a) スケジュール

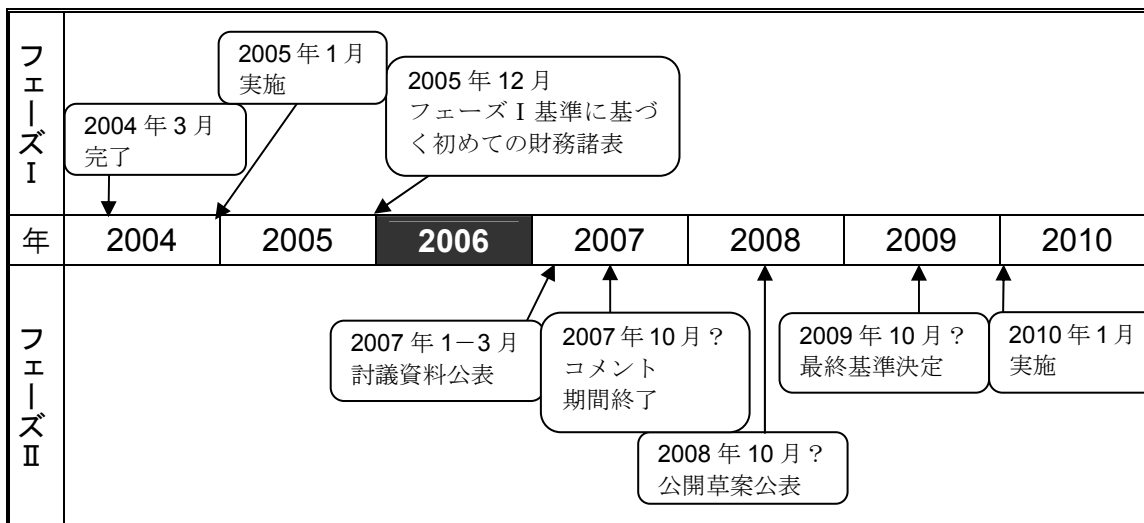
フェーズIIは、2004年9月に議論が開始され、現在も作業中である。当初IASBは、討議資料の公開を2005年中に行う予定としていたが、議論が継続しているため、これを、2006年初め、2006年12月と延期し、現在では、2007年の第一四半期を目標としている。討議資料の遅れに従って、当初2007年の予定であった実施時期は、現在では2010年頃と見られている（図表4参照）。

公開草案は、討議資料公表から最低18カ月後に公表され、その最低12カ月後に最終基準が公表される。

---

<sup>22</sup> 概念フレームワークとは、会計基準の背景にある基本概念の枠組みのことである。IASBとFASBは、共通の概念フレームワークの作成を進めており、2006年7月6日に第1草案を発表している。

図表 4 IFRS 第 4 号フェーズ II のスケジュール



(出典：Milliman「IASB 保険プロジェクトアップデート」(2006.7) 等をもとに作成)

(b) 2006 年 10 月までの決定事項と審議中事項

図表 5 は、フェーズ II で検討されている論点の 2006 年 10 月時点での決定事項である。

保険負債の公正価値評価に関しては、IASB の、当初の契約価格で評価する方式は、外部環境の変化を反映しておらず不透明であるとの意見と、主要国の、保険契約は、取引市場がなく、公正価値が難しいとの意見が対立してきたが、2005 年 12 月の作業部会において、公正価値評価を導入する方針で決定している。公正価値評価の測定方法としては、入口現在価値と出口現在価値<sup>23</sup>が検討されたが、IASB は、これらの差はさほど大きくないと見て、暫定的に出口現在価値を使用することを決定している。

図表 5 IFRS 第 4 号フェーズ II の 2006 年 10 月時点での決定事項

| 保険業界の提案  | IASB の決定  |
|--|---|
| <p><b>【生損保の区別】</b><br/>生命保険と損害保険のアプローチを分離する。</p>   | <p>保険契約の全種目に対して単一のアプローチとする。(生命保険、損害保険、再保険を含む)</p>                           |
| <p><b>【リスクからの解放】</b><br/>契約のリスク・プロファイルに応じて、収益の認識を決定する。多くの短期間の保険契約の場合、「リスクからの解放」アプローチは、未収保険料アプローチに極めて類似しているとい</p> | <p>負債の計測方法は、リスク・マージンを含むこととする。保険会社は、リスクから開放されるにつれてリスク・マージンを減少させ、収益を認識する。</p> |

<sup>23</sup>入口現在価値とは、残存する債権・債務と同一の債権・債務を有する契約を引き受ける場合に、当該保険会社が現在の市場環境において要求するであろう保険料であり、出口現在価値とは、当該保険会社が保険負債に係るすべての義務を他の保険会社に移転する際に払うであろう価格である(経理委員会・国際会計基準 PT「保険契約の国際会計基準 損害保険会社における具体的実務と必要データ(中間報告書)」(2004.3.19)による)

| 保険業界の提案  | IASB の決定   |
|--|--|
| える。  |  |
| <p><b>【契約時の測定】</b><br/>           契約時の測定では、益も会計上の損も計上しないこととする。</p>   | <p>その価格決定が、市場参加者が要求する内容に沿うものならば、正味の損益は、契約時に発生する。</p>   |
| <p><b>【負債の測定】</b><br/>           負債は、固有のリスクおよび不確実性に従って、将来キャッシュフローの現在価値を用いて計測されることとする。</p>                        | <p>保険会社は、出口現在価値モデルを使用するものとする。このモデルにおいては、保険負債は、契約上の権利と義務を直ちに別の団体に移転した場合に、保険会社が本日支払わなければならないと見込まれる金額によって測定される。</p>   |
| <p><b>【割引率】</b><br/>           適切な割引率は、負債に特有の同種のリスクのリターンのリスクフリーレートとする。生命保険負債の割引率は、現在の利息および会社の投資戦略を反映することとする。</p> | <p>割引率は、客観的に確認でき、キャッシュフローの特徴が保険負債の期間、通貨および流動性がマッチしている商品の市場価格に沿っていることとする。それらは、客観的なレートに影響するが、負債には関連しない、いかなる要因も排除することとする。(例えば、ベンチマークとして使用している商品に存在するが、その負債には存在しないリスク)</p> |
| <p><b>【顧客の無形資産の分離】</b><br/>           顧客との関係を築くための初期投資を反映するため、無形資産が認識されるべきである。</p>                               | <p>保険会社は、契約上の権利および契約上の義務に加えて、契約者が保険契約を継続するために将来支払う金額に関連する顧客との関係の部分を認識し、顧客との関係の部分とそれに関連する負債を同じ方法で測定し、一緒に表示するものとする。(注1)</p>  |
| <p><b>【仮定の検討】</b><br/>           保険負債と無形資産の計測の基礎となる仮定は、定期的に見直され、適切に更新されるものとする。</p>                               | <p>あらゆる変化は直ちに認識される。</p>  |
| <p><b>【会計単位】</b><br/>           測定は、ポートフォリオ基準とする。</p>  | <p>リスク・マージンは、類似リスクの影響を広範囲に渡って受け、単一のポートフォリオと一緒に管理される保険契約のポートフォリオによって決定されるが、ポートフォリオ間の分散や負の相関の利益は、いかなるものも反映しないものとする。</p>  |
| <p><b>【オプションと保証】</b><br/>           オプションと保証は、それらの時間的価値と本質的な価値の両方を反映する負債の測定を含むものとする。</p>                         | <p>出口現在価値アプローチに含まれる。</p>   |
| <p><b>【アンバンドリング】(注2)</b><br/>           保険契約の、金融と金融ではない構成要素をアンバンドリングしない。</p>                                     | <p>保険会社は、構成要素が互いに強い依存関係にあり、恣意的な基礎しか計測できない場合は、保険契約の預金とサービス部分をアンバンドリングすべきではないが、そのような依存関係にない場合は、アンバンドリングすべきである。</p>   |

| 保険業界の提案  | IASB の決定   |
|--|--|
| <b>【自身の信用リスク】</b> (注3)<br>保険契約の信用状態は、保険負債の価値の考慮にいれられるべきではない。           | 負債の出口現在価値は、その信用の特徴を反映する。保険会社はそのような信用の特徴の具体的な影響を最初に、影響がある場合にはその後の変化も、開示するものとする。 |
| <b>【資産と負債の一貫性】</b><br>企業は、会社がリスクを管理する方法を反映した一貫した根拠によって資産と負債を測定するものとする。 | 審議会の仮決定では、資産が損益を通じた公正価値によって測定されているならば、保険負債および関連資産は、一貫した根拠によって測定される。            |

(注1) 顧客との関係の評価額は、資産として分別評価するのではなく、負債の一部として認識する。

(注2) アンバンドリングとは、「分解」を意味し、これまで一つの保険として会計処理されてきた金額を、預金要素と保険要素に分離して処理することを指す。

(注3) 保険会社の信用リスクが上昇したときに、負債の評価利率が上昇することにより、保険負債が減少し、利益が発生する仕組みが理解しにくいことを反対理由としている。

(出典：Informa UK, “Insurance Regulation & Accounting” (2006.11))

## (2) 異常危険準備金・平衡準備金の廃止

IFRS 基準の適用により損害保険会社が影響を受ける項目として、金融資産の取扱いとともに、平衡準備金・異常危険準備金の廃止がある (図表6参照)。

図表6 IFRS 適用により影響を受ける項目と重要度の高さ

| 勘定 | 会計処理          | 生命保険 | 損害保険 | 再保険 |
|----|---------------|------|------|-----|
| 損益 | 保険契約と運用契約     | 高    | 低    | 低   |
| 負債 | 預金部分のアンバンドリング | 中    | 低    | 低   |
|    | 負債の適正性テスト     | 低    | 低    | 低   |
|    | 平衡準備金・異常危険準備金 | —    | 高    | 高   |
|    | 組込デリバティブの扱い   | 中    | 低    | 低   |
|    | 裁量権のある有配当性の扱い | 高    | —    | —   |
| 資産 | 金融資産の扱い       | 高    | 高    | 高   |
|    | 再保険貸しの扱い      | 中    | 中    | 低   |

(出典：Swiss Re 「sigma 2004 年第7号 国際財務報告基準 (IFRS) の保険業界に与える影響」)

前述したように、IFRS 第4号フェーズIでは、現行の会計処理についても、かなりの部分を暫定的に認める内容となっており、例えば、割引法によらない負債の計上、過剰 (保守的) な負債の計上、新契約費への繰延法<sup>24</sup>の利用などは、フェーズIIでの検討事項とされ、禁止されてはいない。しかし、IASB の概念フレームワークに合致しない4つの会計処理については改善が強制されるとしており、その一つが、異常危険準備金および平衡準備金の禁止である。

<sup>24</sup>新契約時に生じる費用は、契約時に一括計上する方式と複数期に分割して計上する方式がある。

これらの準備金が財務報告上廃止されたことにより、頻度は低いが大損害額が大きい事故が発生した会計年度には、資本の額が、直接影響を受けることになった。

#### a. 欧州の平衡準備金と廃止の理由

米国会計基準では、このような準備金の積立てを認めていない<sup>25</sup>が、多くの EU 加盟国、例えばイギリス、フランス、ドイツなどにおいては、保険会社は、悪い期間(worse periods)の保険金支払いのために、良好な年(good years)に準備金を積み立てている。

このような会計年度の利益の平準化を目的とした平衡準備金は、歴史的に保険契約準備金の一種とみなされ、多くの場合税金が免除されていた。IASB は、これらの準備金は、報告日時点での過去の事象とは関係がないため、準備金/引当金(provision)<sup>26</sup>として分類するのではなく、株主に帰属する資本の一部であるべきであると主張した。ほとんどの加盟国や業界団体は、税務上の問題があったものの最終的にこの主張に同意し、平衡準備金は廃止されることとなった<sup>27</sup>。

#### b. 廃止の規定

これらの準備金を禁止した IFRS 第 4 号の規定は、図表 7 のとおりであるが、財務報告日に存在しない保険契約に基づいて発生しうる保険金請求に対して、いかなる準備金をも積立てることを禁止することとしている。

---

<sup>25</sup> 米国では、保険会社は、一般目的と監督目的のダブル・スタンダードによる会計規制を受けている。一般目的の会計基準(Generally Accepted Accounting Principles : GAAP)ではこのような準備金は利益留保として扱われるが、州ごとの保険監督目的の法定会計(Statutory Accounting Principles : SAP)では、資産評価準備金や金利変動準備金が計上されている。

<sup>26</sup> 引当金(provision)は、IAS 第 37 号引当金、偶発債務および偶発資産(Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets)において、時期や金額が不確実な負債であり、企業が、過去の事象の結果として現在の法的債務または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、債務の金額が信頼できる見積りによって求められる場合に認識するとある。

<sup>27</sup> 日本損害保険協会は、2003 年、公開草案 ED5(保険契約)に対して、「異常危険準備金を廃止すべき」という理事会の提案に反対する」というコメントを送付している。

図表 7 IFRS 第 4 号の異常危険準備金・平衡準備金廃止の規定（抜粋）

| 項目  | 原文   | 日本語訳   |
|-----|--|--|
| IN4 | The IFRS exempts an insurer temporarily (ie during phase I of this project) from some requirements of other IFRSs, including the requirement to consider the Framework in selecting accounting policies for insurance contracts. However, <u>the IFRS:</u><br>(a) <u>prohibits provisions for possible claims under contracts that are not in existence at the reporting date (such as catastrophe and equalisation provisions).</u> | この IFRS は、一時的に（すなわちフェーズ I というこのプロジェクトの間）他のいくつかの IFRS の要件から保険会社を免除する。保険契約のための会計方針を選択する枠組みを考慮する要件も免除対象に含まれる。しかしながら、 <u>この IFRS は、</u><br>(a) <u>報告日に存在しない契約に基づき発生しうる保険金請求に対する準備金（例えば異常危険準備金および平衡準備金）を禁止する。</u> |
| 14  | Nevertheless, this IFRS does not exempt an insurer from some implications of the criteria in paragraphs 10-12 of IAS 8. Specifically, an <u>insurer:</u><br>(a) <u>shall not recognise as a liability any provisions for possible future claims, if those claims arise under insurance contracts that are not in existence at the reporting date (such as catastrophe provisions and equalisation provisions).</u>                   | しかしながら、この IFRS は、IAS 第 8 号の 10 から 12 パラグラフの基準のいくつかの実施を保険会社に免除しない。特に、 <u>保険会社は、</u><br>(a) <u>起こりうる将来の保険金請求のためのいかなる準備金（例えば異常危険準備金および平衡準備金）も、それらの保険金請求が、報告日に存在しない保険契約に基づいて発生するならば、負債として容認しないものとする。</u>         |

（出典：IASB, “IFRS 4 Insurance Contracts”（2004.3）をもとに作成）

### c. 規制監督機関の対応－IAIS 調査

2006 年 5 月、保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors：以下「IAIS」）<sup>28</sup>は、IFRS の実施に伴って発生した保険監督の影響に関する調査結果を公表した<sup>29</sup>。

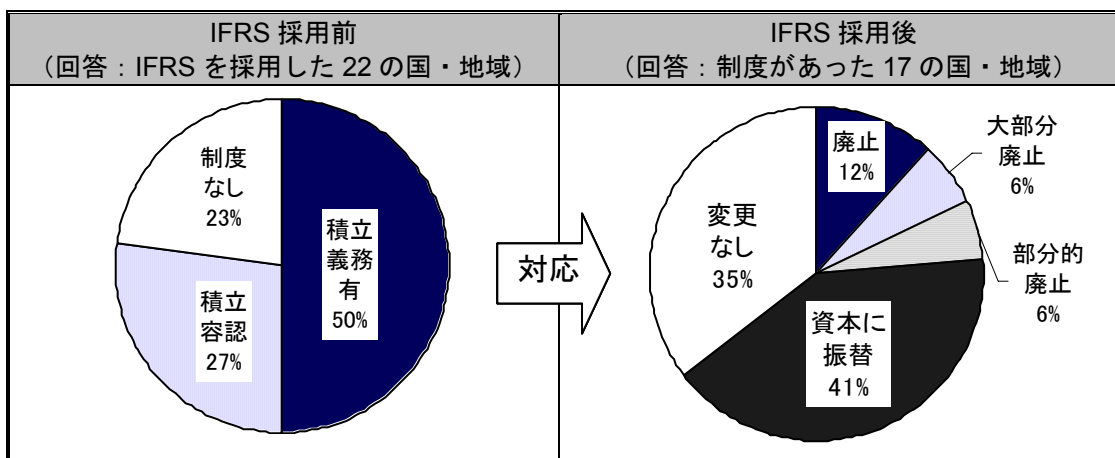
図表 8 は、異常危険準備金・平衡準備金の積立廃止の影響について調査した内容である。左の円グラフに示したように、IFRS 基準を採用する以前に異常危険準備金・平衡準備金制度を義務付け、または認容していたのは、回答時点で IFRS 基準を採用している 22 の国・地域のうち、積立を義務としていた 11（50%）および積立を容認していた 6（27%）の計 17（77%）であり、ほとんどの国・地域でそのような制度があったといえる。右の円グラフは、準備金制度を採用していた 17 が IFRS 適用後、準備金の取扱いをどうしたかについての調査結果である。部分的な廃止を含めると、4 つの国・地域が準備金の積立制度の廃止を行っているが、7 つの国・地域では積立制度そのものは存続させ、勘定を負債から資本へと振替えている。また特に変更を行っていない国・地域が 6 ある。

<sup>28</sup> IAIS は、1994 年に設立された国際機関であり、世界の保険料収入の 97%を占める 130 以上の国の 180 の監督域の保険の規制・監督機関により構成される。

<sup>29</sup> IAIS, “Survey Report Impact upon Supervisors of Implementation of IFRS”（2006.5）。この調査には、30 カ国・地域の保険監督者が回答しているが、そのうち 22 が、保険会社の財務報告に IFRS を適用している。この 22 監督域のうち 12 が EU 加盟国である。また、IFRS を適用していない 8 のうち 6 が 2007 年から 2008 年に IFRS の適用を予定していると答えている。



図表 8 異常危険準備金・平衡準備金制度廃止を受けての監督当局の対応



(注 1) 「大部分廃止」の 1 監督域では、監督目的ではない「一般的な目的の計算書 (general purpose accounts)」におけるそのような準備金の積立てを廃止している。

(注 2) 「部分的廃止」の 1 監督域では、連結財務報告書上では、そのような準備金の積立てを廃止したが、単体の財務報告においては、引続き積立てを義務付けている。

(出典：IAIS, “Survey Report Impact upon Supervisors of Implementation of IFRS” (2006.5))

#### d. EU の対応

EFRAG は、2004 年 6 月 4 日、IFRS 第 4 号フェーズ I を EC 委員会に推薦した (8 名賛成、2 名反対)。

それまで、損害保険のソルベンシー・マージン規制<sup>30</sup>では、保険会社に対して、損益が大きく変動する信用保険の引受けに対してのみ平衡準備金を積立てること、またその準備金に対応する資産を保有することを義務付けており、信用保険以外の保険種目に対する平衡準備金の積立て義務等に関しては、加盟国に権限が委ねられていた。また、保険計算書類指令では、平衡準備金を貸借対照表の負債の部に計上することが規定されていた。

EU では、IFRS 第 4 号の平衡準備金の廃止を受けて、企業会計ルールと保険会社の財務の健全性監督上のルール (プルデンシャル・ルール) 間の区別、つまり、平衡準備金は、会計上は資本であるが、プルデンシャル・ルール上は保険契約準備金と同じ性質を有する負債であるということを法的に明確化するというを目的として、これらの規定の改正を行った。そして、これまで保険契約準備金の一種として負債の部に積立ててきた平衡準備金を、会計上、負債ではなく資本として取扱うこととするが、保険契約準備金と同じく将来の保険金支払いのために、対応する資産の保有を義務付け、また、資本の部に計上されてはいるけれども将来の保険金支払いのためのソルベンシー・マージンの適格要素とはみなさない、ということが規定に盛り込まれた。

<sup>30</sup> 損害保険のソルベンシー・マージンに関する規制は、損害保険第 1 次指令 (73/239/EEC) による。

### (a) 保険計算書類指令の改正

保険計算書類指令は、平衡準備金を負債の部から資本の部に移動させるという方法を取り、下記の内容が指令に盛り込まれた。

- ① 指令では IAS 基準と一致した用語を使用することとし、平衡準備金 (equalisation provision) の名称を平衡積立金 (equalisation reserve) に変更する。
- ② 貸借対照表および損益計算書におけるこれらの積立金の取扱いを明確化する。

### (b) 損害保険ソルベンシー指令の改正

多くの加盟国の監督当局は、信用保険に関する平衡準備金は、ソルベンシー・システムの追加バッファーとして重要な役割を果たしており、財務報告方法の変更によってその役割が弱まるものではないと考えた。よって、EU レベルの規制においては、引続き積立てを義務付け、それらを、配当制限を設けた規制上の必要資本 (required capital) として扱うこととした。

改正された文言は図表 9 のとおりであり、次の 2 点を規定上明確化している。

- ① 平衡積立金は、保険契約準備金 (technical provision) と同じく、将来の保険金支払いのために、対応する資産によって担保されるべき項目であること。
- ② 資本の部に計上される平衡積立金は、必要ソルベンシー・マージンを担保するための適格資本とはならないこと。

なお、信用保険以外の種目に関連する平衡準備金の取扱いについては、加盟国がその取扱いを決定することとされた。

図表 9 平衡準備金の廃止に関するソルベンシー・マージン規制の改正

|             | 改正後  |
|-------------|--|
| 第 15 条<br>2 | 本店所在加盟国は、すべての保険事業者に、 <u>保険契約準備金および第 15 条 a に規定された平衡積立金</u> を、指令 88/357/EEC の第 7 条に従った対応資産によって担保することを義務付けるものとする。                                      |
| 第 16 条<br>1 | ソルベンシー・マージンは、保険事業者の一切の予測可能な債務の引当とならない資産から無形資産の要素を控除した額に相当するものとする。特に、次のものが対象となる。<br>(中略)<br>— 引受債務に対応しておらず、 <u>平衡積立金として分類されない</u> 準備金 (法定準備金および任意準備金) |

(注 1) 本店所在加盟国 (home Member State) とは、約定を担保する保険事業者の本店が所在する加盟国である。

(注 2) 指令 88/357/EEC とは、いわゆる損害保険第二次指令である。

(出典：Insurance Committee, “Update on Accounting Developments – The IAS endorsement and possible impact on Insurance Directives (MARKT/2524/04-EN)” (2004.11) をもとに作成)

### (c) ソルベンシーⅡプロジェクト

なお、現在検討されている EU のソルベンシーⅡプロジェクトでは、平衡積立金の積立てを損害率の安定化のために推奨し、支払い不能に陥る可能性を一定水準以下に抑えるための目標自己資本であるソルベンシー資本要件 (Solvency Capital Requirement : SCR) を構成する項目の一つとして取扱うこととしている。

### e. EU 加盟国の制度と対応

IFRS 第 4 号が EU において採用された結果、EU 域内の上場企業の連結財務報告において、これらの準備金の積立ては認められないこととなったが、これは各加盟国の会計基準 (local accounting methods) の変更を義務付けるものではない。2005 年以降、取引市場において開示される IFRS 基準による連結財務報告においては、平衡準備金は計上されないが、各国の監督当局が保険金支払い能力などをチェックする監督会計のための財務諸表は、積立制度を維持した各国の国内基準によって作成されているものもある。税務上の取扱いも同様である。

### f. 日本基準とのコンバージェンスにおいて

前述したように、CESR は、EU との会計基準の同等性評価に関連して、日本の企業会計基準委員会に 26 の項目について補正措置を提案しているが、異常危険準備金は、その項目の一つであり、日本会計基準で既に提供されている開示を補強する定性的・定量的情報の開示を求める項目 (開示 A) となっている。

企業会計基準審議会は、2005 年 3 月より日本基準と IFRS のコンバージェンスを最終目標とする共同プロジェクトを開始しているが、2006 年 10 月に公表した「わが国会計基準の開発に関するプロジェクト計画について—EU による同等性評価等を視野に入れたコンバージェンスへの取組み—」によると、異常危険準備金は「対象業種が保険業に限られており、また IASB では現在フェーズⅡの議論が進められている」ため、現在進められているプロジェクトにおいては、議題として取り上げられていない。

## 4. 保険会社の対応と IR

2006 年の初めに発表された 2005 年 12 月期決算は、多くの EU の上場企業にとって、IFRS 基準の適用が義務付けられた初めての決算発表となった。

会計基準の変更は、投資家にとって投資判断の重要な要素である株主資本や各利益の数値の変更を意味し、財務諸表から導かれる各種の指標に影響を与える。そのため、保険会社は、2005 年の財務報告を行う前に、会計基準の変更の影響に関する投資家向け

広報 (investor relations : 以下「IR」) を行ってきた。ここでは、フランスを本拠地とするアクサとイギリスを本拠地とするアビバの IR 活動と、実際に、会計基準の変更によって財務諸表の数値がどのように影響を受けたかについて紹介する。

## (1) アクサグループの例

アクサは、フランス・パリを本拠地とする欧州第 2 位の保険グループであり<sup>31</sup>、グループの連結財務報告は、IFRS 基準が適用される以前はフランス会計基準によって行われていた。

### a. 新基準への対応

新基準の適用を次の年に控えた 2004 年、グループの財務報告における IFRS 実施は、監査委員会 (Audit Committee) の重要課題の一つとして取扱われた。監査委員会のもとで IFRS 基準適用の対応を行ったのは、財務を担当する企画・予算・決算および本社部門 (Planning, Budgets, Results and Central Department : 以下「PBRC 部門」) である。PBRC 部門は、各国・地域のグループ子会社におかれている財務部門と連携し作業を行った。

EU 規則が採択された 2002 年に、アクサは、それまでフランス会計基準によって作成していた連結財務諸表を IFRS 基準へと変更するためのプログラムを開始している。2003 年、中心となるプロジェクトチームを強化し、重要なグループの会社によるプロジェクトチームを立ち上げ、グループ子会社のすべての CFO と会合を行った。また、新しい会計基準を取扱うためのトレーニングセミナーを開催し、IFRS 基準とフランス会計基準の間の差異をリストアップした。このリストには、のれん代が償却方式ではなく単に減損テストを行うのみとなること、ストックオプションの負担額が毎期変動すること、金庫株はその目的に関らず控除されること、連結範囲の拡大が予想されることなどが盛り込まれていた。また、新しい基準を適用することにより事業がどういった影響を受けるかについての分析を行った。

この時点では、アクサにとって非常に重要な基準である IFRS 第 4 号や保険会社が保有する投資の取扱いを規定した IAS 第 32 号と IAS 第 39 号が開発途中であったため、これらの分析は翌年に持ち越された。2004 年、このプロジェクトは、アクサの期首貸借対照表の作成を中心として続けられた。また、過去の数字を新たな会計基準で作成する必要に迫られるため、IT システムの開発が行われた。

### b. IFRS 基準適用の影響に関する説明会

IFRS 基準適用が義務付けられた 2005 年に入ってからすぐの 2005 年 1 月 6 日、アクサは、新基準の適用が財務報告にどのような影響を与えるかについて、投資家向けの説

<sup>31</sup> CEA, “CEA Statistics N° 24 European Insurance in Figures” (2006.6) p. 49

明会を開催した<sup>32</sup>。図表 10 は、その際に発表された主な内容である。

**図表 10 IFRS 基準の採用に関するアクサのプレゼンテーション（2005 年 1 月 6 日）**

|   |
|---|
| <p><b>【プレゼンテーションの重要ポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ IFRS 基準は、アクサが連結財務報告を報告し、発表する会計基準 (technical accounting) の変更である。</li><li>○ 重要な成績の指標、つまり、生命保険事業における引受利益、新契約分担金、エンベディット・バリュー、マージン分析、コスト・インカム・レシオおよびキャッシュフロー、損害保険事業におけるコンバインド・レシオ、アセットマネジメント事業における運用資産およびネットインフローは、大きくは変わらないままである。</li><li>○ IFRS 基準は、厳格な ALM ガイドラインに沿って管理されている、アクサのアセットアロケーション哲学を変更しない。</li></ul>   |
| <p><b>【アクサに予想される主要な会計方針の変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 連結決算の範囲が、フランス会計基準では対象外となっていた投資および不動産ファンドを含むまでに広がる。</li><li>○ 多くの投資資産は、IFRS 基準にしたがって公正価値評価される。この影響は、シャドウアカウントとよばれる保険負債の調整によって大きく緩和される。</li><li>○ 過去の事業連結は関連しない。</li><li>○ 過去の買収により発生したのれん代はもはや償却されない。のれん代は、すでにフランス会計基準および米国会計基準においてもそうになっているように、少なくとも年に一度減損テストを行うこととなった。のれん代は、株主資本を開始する時点で、通貨変動の遡及的な調整を行った被買収企業の地域通貨によって計上される。</li><li>○ アクサの年次報告書に以前に開示された過去の従業員給付 (employee benefit) の実現損益は、期首に償却される。将来利益は、これらの損失の償却がなくなることにより利益を得ることになるが、新しい IFRS 基準の要件に沿って、株式を基準とする報酬コストによって一部相殺される。</li><li>○ IFRS 基準では、特定の生命保険契約 (配当における自由裁量権のない投資契約) は、それらの会計処理が変更されるようである。それらの契約は、2003 年の保険準備金の約 9% および 2003 年のアクサフランス会計基準のグロス収入保険料の 6% を占めている。IFRS 基準では、それらは、保険料としてではなく、手数料として計上されることになる。</li><li>○ 以上の結果、アクサの 2004 年の期首株主資本は、およそマイナス 5% と予想される。</li><li>○ その他の主要測定基準による影響見積もりとして、<ul style="list-style-type: none"><li>・ 全般的には、アクサの財務構造は影響されない。</li><li>・ フランスの規制機関は、欧州の連結ソルベンシー・マージン目的のために、IFRS 基準ではなくフランス会計基準を今までどおり注目している。</li><li>・ アクサの配当能力は変わらない。</li><li>・ 2004 年、フランス会計基準と比較して、IFRS 基準の引受利益は、大きくは変わらないが、一方、調整利益とネットインカムは増加するだろう。</li></ul></li></ul> |

(出典：AXA, “Press Release AXA held today a presentation on IFRS key principles” (2005.1.6))

### c. IFRS 基準による 2004 年決算発表

アクサは、2005 年 1 月 27 日にフランス会計基準による 2004 年 12 月期決算を発表

<sup>32</sup> パリの本店で開催されたこのプレゼンテーションは、2005 年 1 月 6 日のプレスリリースで本日午後開催の旨が発表されたが、プレスリリース上に記載された電話番号に電話することによって傍聴することが可能であった。また同日午後にはアクサのウェブサイト上に公開された。

し、その約半年後の 2005 年 6 月 21 日に IFRS 基準による同決算を発表した。

#### (a) 期末株主資本は増加

株主資本の額は、期首が 9 億ユーロ (3.8%) の減少、期末が 23 億ユーロ (8.8%) の増加となった (図表 11 参照)。期首の 3.8% の減少は、1 月 6 日の投資家向け説明会で発表されたおよそ 5% の減少にほぼ沿うものであった。

期末株主資本の最大の増加要因は、投資資産の公正価値評価と連結範囲の拡大であり、これにより 47 億ユーロ増加した。損害保険事業および国際保険事業における平衡準備金の廃止は、3 億ユーロの増加要因となった。

減少要因としては、株式報酬・従業員報酬の過去の赤字額と当年度の損益を連結財務諸表に新たに反映させるという基準の変更が大きく、これにより 22 億ユーロ減少している。また企業連結に関して、のれん代が、フランス会計基準適用時に行われていた償却が廃止され、買収した企業の現地通貨により計上し減損テストを行うのみとなったため、これまで償却してきた金額の戻入れ益 (reversal) が増加要因となったが、新たに交換レートの変動の影響を受けることになり、今期は為替損が発生したためこれを相殺し、結果として 8 億ユーロの減少要因となっている。

図表 11 フランス会計基準と IFRS 基準の株主資本の比較 (2004 年決算) (単位: 億ユーロ)

|           | フランス会計基準 | IFRS 基準 | 差   | 比率    |
|-----------|----------|---------|-----|-------|
| 株主資本 (期首) | 234      | 225     | ▲9  | ▲3.8% |
| 株主資本 (期末) | 262      | 285     | +23 | +8.8% |

(出典: AXA, "Press Release AXA reports 2004 IFRS results" (2005.6.21))

#### (b) ネットインカムは増加

2006 年 1 月 6 日の投資家向け説明会で発表されたとおり、引受利益は 83 百万ユーロの微減であったが、調整利益は 443 百万ユーロ (15.3%) 増加、ネットインカムは 1,219 百万ユーロ (48.4%) の増加となった (図表 12 参照)。

引受利益は、連結範囲の拡大で 88 百万ユーロ減少、株式報酬で 65 百万ユーロ減少したが、従業員報酬で 57 百万ユーロ増加、平衡準備金の廃止で 12 百万ユーロ増加したため、結果として微減にとどまった。

調整利益は、フランス会計基準適用時にこれまで計上されてきた減損額の戻入れ益で 291 百万ユーロ増加したのに加え、実現キャピタル・ゲインの増加で 235 百万ユーロ増加した。減損額の戻入れは IFRS 基準の初年度の財務諸表に反映させるために一時的に発生するものである。ネットインカムは、調整利益が 443 百万ユーロ増加したのに加え、のれん代および関連する無形資産により 607 百万ユーロ増加した。

図表 12 フランス会計基準と IFRS 基準の利益の比較 (2004 年決算) (単位: 百万ユーロ)

|         | フランス会計基準 | IFRS 基準 | 差      | 比率     |
|---------|----------|---------|--------|--------|
| 引受利益    | 2,723    | 2,640   | ▲83    | ▲3.0%  |
| 調整利益    | 2,901    | 3,344   | +443   | +15.3% |
| ネットインカム | 2,519    | 3,738   | +1,219 | +48.4% |

(出典: AXA, “Press Release AXA reports 2004 IFRS results” (2005.6.21))

### (c) コンバインド・レシオは改善

フランス会計基準で 99.3%であったコンバインド・レシオは、IFRS 基準では 98.5%と 0.8 ポイント改善している (図表 13 参照)。平衡準備金の廃止は、0.3 ポイントの改善要因であった。

図表 13 2004 年決算—コンバインド・レシオ

|              |       |
|--------------|-------|
| フランス会計基準     | 99.3% |
| 平衡準備金        | ▲0.3% |
| 従業員給付        | ▲0.1% |
| 損害保険年金積立金の利息 | ▲0.4% |
| IFRS 基準      | 98.5% |

(出典: AXA, “Press Release AXA reports 2004 IFRS results” (2005.6.21))

### d. IFRS 基準が適用された 2005 年決算

2005 年の連結決算は、2006 年 1 月 26 日のプレスリリースによって、IFRS 基準により発表された。対前年比との比較に使用される前年度の決算数字もまた IFRS 基準によるものである。フランス会計基準を適用した決算数値は、別紙 (appendix) 4 として付されているアクサグループの事業別、国別の収入を示した表 (図表 14 参照) に IFRS 基準の調整前数字として表示されているのみであり、2005 年決算の両基準の比較は行われていない。

2004 年の生命保険の収入保険料では、フランス会計基準による保険料の約 1 割にあたる 4,720 百万ユーロを減少させる調整が行われている。地域別のセグメント情報によると、このうち 8 割を超える 3,890 百万ユーロがイギリスで販売された保険に対する調整である。これは、ユニットリンク保険等に含まれる、将来の配当において保険会社の自由裁量権のない投資契約が、IFRS 第 4 号の「保険契約」の定義に該当せず、「IAS 第 39 号金融商品: 認識および測定」が適用される預金 (deposit) として会計処理されることとなったため、それまで保険料としていた金額を手数料に変更した影響であり、グループで認識される収入が、会計基準の変更によって減少したことを意味するものではない。一方、損害保険分野では、IFRS 基準への変更に伴う収入保険料の調整は行われていない。

図表 14 フランス会計基準数値は収入推移に表示

(単位：百万ユーロ)

| 事業          | 2004 年   |        |         | 2005 年  |
|-------------|----------|--------|---------|---------|
|             | フランス会計基準 | 調整     | IFRS 基準 | IFRS 基準 |
| 生命保険        | 47,063   | ▲4,720 | 42,344  | 45,116  |
| 損害保険        | 17,852   | -      | 17,852  | 18,874  |
| 国際保険        | 3,371    | ▲8     | 3,363   | 3,813   |
| アセット・マネジメント | 3,087    | ▲3     | 3,084   | 3,440   |
| その他金融サービス   | 791      | ▲404   | 387     | 428     |
| 計           | 72,164   | ▲5,133 | 67,031  | 71,671  |

(出典：AXA, “Press Release Strong 2005 activity performance with further acceleration in all of our businesses in 4Q05” (2006.1.26) をもとに作成)

2005 年のアニュアルレポートでは、2003 年の決算がフランス会計基準、2004 年の決算がフランス会計基準と IFRS 基準の 2 種類、2005 年の決算が IFRS 基準によって開示されている。

## (2) アビバグループの例

アビバは、イギリスを本拠地とする欧州第 5 位の保険グループであり<sup>33</sup>、2004 年まで、グループの連結財務報告には、イギリス会計基準が適用されていた。

### a. IFRS 基準による 2004 年期中貸借対照表を公表

2005 年 3 月 9 日、アビバは、イギリス会計基準による 2004 年 12 月期決算の速報を公表した。このとき同時に、IFRS 基準による 2004 年期中の貸借対照表を公表している。

その時点で、IFRS 基準適用は、損害保険事業の実質すべて、また長期事業<sup>34</sup>の約 85%に影響を与えないとし、この影響を受ける 15%とは、金融商品に関する基準である IAS 第 39 号によるものとしている。また IFRS 基準は、連結 MSSB 決算を報告し提供する方法の技術的な会計方法の変更であり、別の法律に従って計算されるソルベンシー計算に影響を与えるものではないと述べている。

図表 15 は、イギリス会計基準と IFRS 基準による、2004 年期中貸借対照表の資産、負債および資本の額と、それぞれの部で基準変更の影響額が大きかった項目である。

資産の部では、リンクされた負債を担保する資産という項目は廃止され、それらは金融商品に応じた資産項目に含めて開示されることとなった。金融資産・貸付金は、それらが含まれるようになり、またほとんどが公正価値で評価されることとなった影響で増加している。

<sup>33</sup> CEA, “CEA Statistics N° 24 European Insurance in Figures” (2006.6) p. 49

<sup>34</sup> イギリスでは、保険事業を、損害保険 (general insurance) と長期保険 (long term insurance) の 2 つに分類している。



負債の部では、アクサグループの箇所でもふれた、これまで生命保険として取扱っていた非参加的投資（non-participating investment）を、保険契約ではなく預金（deposit）として会計処理することとなった影響で、保険負債が減少し、新しく投資契約の負債という項目が設けられている。平衡準備金は廃止され、これまで積立てた金額は資本の部へ移動された。

資本の部では、再評価・その他積立金が利益剰余金から分離されて開示されることとなった。

図表 15 イギリス会計基準と IFRS 基準の貸借対照表の比較（2004 年期首）（単位：億ユーロ）

|                 | イギリス会計基準 | IFRS 基準 | 差       | 比率      |
|-----------------|----------|---------|---------|---------|
| 資産              | 208,680  | 213,690 | +5,010  | +2.4%   |
| 金融資産・貸付金        | 129,032  | 169,512 | +40,480 | +31.4%  |
| リンクされた負債を担保する資産 | 40,665   | -       | ▲40,665 | ▲100.0% |
| 現金・現金同等物        | 2,999    | 9,523   | +6,524  | 217.5%  |
| 負債              | 201,315  | 206,582 | +5,267  | 2.6%    |
| 保険負債            | 175,304  | 113,903 | ▲61,401 | ▲35.0%  |
| 投資契約の負債         | -        | 57,445  | +57,445 | -       |
| 資本              | 7,365    | 7,108   | ▲257    | ▲3.5%   |
| 再評価・その他積立金      | -        | 568     | 568     | -       |
| 利益剰余金           | 1,932    | 1,114   | ▲818    | ▲42.3%  |

（出典：AVIVA, “Preliminary results for the 12 months ended 31 December 2004 and acquisition of RAC plc”（2005.3.9）をもとに作成）

#### b. IFRS 基準による 2004 年 12 月期決算発表

2005 年 7 月 5 日<sup>35</sup>、アビバは、IFRS 基準による 2004 年 12 月決算数値を公表した。リリースにあたり、図表 16 のことを強調している。これらは、3 月 2 日の 2004 年 12 月期決算発表の際のコメントとほぼ一致している。

図表 16 IFRS 適用にあたり

- IFRS 基準フェーズ I は、アビバがその連結修正制定法上のソルベンシー基準（MSSB）結果を報告し、発表する方法の会計基準の変更に対応する。アビバの事業の経済状態の基礎をなす変更ではない。
- IFRS 基準は、アビバの配当政策に影響を与えない。
- IFRS 基準それ自身は、独立した規制のもとにあるアビバのソルベンシー計算に重要な影響を与えない。
- 取締役会は、エンベディット・バリューが長期間の保険事業の付加価値を測定する最良の方法であり続けると考えており、それは IFRS 基準によって影響を受けない。

<sup>35</sup> 2005 年 7 月 1 日に、8 月 11 日に予定している半期決算発表の前に、7 月 5 日午前 7 時に IFRS 基準適用による 2004 年 12 月決算を発表する旨リリースを行った。

(出典 : Aviva, “Aviva releases its full year 2004 results restated in accordance with International Financial Reporting Standards (“IFRS”) ” (2005.7.5))

**(a) 資本は減少**

IFRS 基準を適用したアビバの資本は、イギリス会計基準を適用した場合と比較し 237 百万ポンド減少している (図表 17 参照)。株主資本に影響を与えた基準の変更は次の 5 点であり、従業員給付に関する会計基準の変更により利益剰余金が 909 百万ポンド減少した影響が最も大きい。

- 平衡準備金の廃止により 271 百万ポンド増加 (繰延税金と相殺後)。
- 配当金を認識するタイミングの変更により 364 百万ポンド増加。
- 投資評価の変更により 284 百万ポンド増加 (税引前)。
- SSAP24 年金費用会計 (イギリス会計基準) に従って評価された前払金の廃止および IAS39 従業員給付に基づいて評価された年金欠損額の認識により 909 百万ポンドの減少。
- 割引繰延税金資産の廃止により 215 百万ポンドの減少。

**図表 17 イギリス基準と IFRS 基準の株主資本の比較 (2004 年 12 月末) (単位 : 百万ポンド)**

|            | フランス会計基準 | IFRS 基準 | 差    | 比率     |
|------------|----------|---------|------|--------|
| 株主資本       | 1,760    | 1,760   | -    | -      |
| 資本剰余金      | 3,878    | 3,878   | -    | -      |
| 再評価・その他剰余金 | -        | 736     | 736  | -      |
| 利益剰余金      | 2,682    | 1,709   | ▲973 | ▲36.3% |
| アビバ株主資本    | 8,320    | 8,083   | ▲237 | ▲2.8%  |
| 少数株主持分     | 924      | 910     | ▲14  | ▲1.5%  |
| 総資本        | 9,244    | 8,993   | ▲251 | ▲2.7%  |

(出典 : Aviva, “Impact of international financial reporting standards on the results for 31 December 2004” (2005.7.5))

**(b) 営業利益は減少、利益は増加**

税引前営業利益は、長期保険で 69 百万ポンド減少、損害・医療保険で 28 百万ポンド減少するなど各事業分野で減少し、95 百万ポンド減少の 1,766 百万ポンドとなった (図表 18 参照)。損害保険分野の減少の主な要因は、IAS 第 19 号従業員給付により増加した年金費用によるものである。

税引前利益は、のれん代の会計基準の変更の影響で 79 百万ポンド増加、子会社・関連会社の売却損の処理方法の変更で 170 百万ポンド増加した結果、イギリス会計基準より 154 百万ポンド増加の 1,642 百万ポンドとなった。

図表 18 イギリス会計基準と IFRS 基準の利益の比較(2004 年 12 月決算)(単位:百万ポンド)

|                      | イギリス会計基準 | IFRS 基準 | 差    | 比率     |
|----------------------|----------|---------|------|--------|
| 税引前営業利益              | 1,861    | 1,766   | ▲95  | ▲5.1%  |
| 税引後少数株主持分<br>調整前営業利益 | 1,291    | 1,284   | ▲7   | ▲0.5%  |
| 税引前利益                | 1,488    | 1,642   | 154  | +10.3% |
| 利益                   | 1,133    | 1,371   | 238  | +21.0% |
| 株主ファンド               | 8,320    | 8,083   | ▲237 | ▲2.8%  |

(出典: Aviva, “Aviva releases its full year 2004 results restated in accordance with International Financial Reporting Standards (“IFRS”)” (2005.7.5))

### c. 2005 年 12 月期財務報告

2005 年 8 月 11 日に 2005 年 12 月期決算の半期報告が、そして 2006 年 3 月 2 日に 2005 年 12 月期決算の報告の速報が、ともに IFRS 基準により発表された。対前年比との比較に使用される前年度の決算数字もまた IFRS 基準によるものである。

## 5. おわりに

IFRS 基準は、国際的に投資を行う投資家への統一のものさしを提供することをその目的としているが、会計基準変更を行った初年度は、投資家が注目する株主資本や利益の金額が大きく変動するケースが多く、投資家が混乱しないよう素早い IR 活動が求められる。EU での IFRS 基準義務付けは 2005 年 1 月以降の会計年度の財務報告からであったが、今回調査したアクサグループやアビバグループの例では、2005 年の定例の財務報告とは別に、早い段階で IFRS 基準による財務報告上の影響を投資家に説明しており、同時に、会計基準の変更によって経済的実態、保険金支払い能力、配当政策が変わるものではないなどのメッセージを発信している。

保険契約に関する会計基準のフェーズ II の討議資料が 2007 年の 3 月までに公表される予定であるが、保険会社はその動向に注意し、それらに従ってシミュレーションを行った上で、適切な IR 活動を行う必要があるといえる。

<参考文献>

- ・井上武「保険の時価会計とディスクロージャーの強化」資本市場クォーターリー2003年春（野村資本市場研究所）
- ・大崎貞和「EUにおけるディスクロージャー制度統一の動き—継続開示義務の統一に関する指令案を中心に—」資本市場クォーターリー2003年夏（野村資本市場研究所）
- ・川村義則「会計基準をめぐる最近の環境変化と企業会計制度」（2006.9.19）
- ・企業会計審議会企画調整部会「会計基準のコンバージェンスに向けて（意見書）」（2006.7.31）
- ・経理委員会・国際会計基準PT「保険契約の国際会計基準 損害保険会社における具体的実務と必要データ（中間報告書）」（2004.3.19）
- ・スイス・リー「sigma 2004年第7号 国際財務報告基準（IFRS）の保険業界に与える影響」
- ・古江晋也「会計基準のコンバージェンス～日米欧の会計基準の収れんへの取組み～」金融市場 2006年11月号（農林中金総合研究所）
- ・山本均「国際会計基準審議会（IASB）の動向とわが国への影響」みずほレポート（みずほ総合研究所、2004.4.12）
- ・Aviva, “Preliminary results for the 12 months ended 31 December 2004 and acquisition of RAC plc”（2005.3.9）
- ・Aviva, “Aviva releases its full year 2004 results restated in accordance with International Financial Reporting Standards (“IFRS”)”（2005.7.5）
- ・Aviva, “Impact of international financial reporting standards on the results for 31 December 2004”（2005.7.5）
- ・AXA, “2003 Annual Report”（2004）
- ・AXA, “2004 Annual Report”（2005）
- ・AXA, “2005 Annual Report”（2006）
- ・AXA, “Press Release AXA held today a presentation on IFRS key principles”（2005.1.6）
- ・AXA, “Press Release AXA reports 2004 IFRS results”（2005.6.21）
- ・AXA, “Press Release Strong 2005 activity performance with further acceleration in all of our businesses in 4Q05”（2006.1.26）
- ・Bertrand Labilloy, “European Insurance Regulation New Opportunities for Insurers and Consumers”（CEA）
- ・CEA, “CEA Statistics N° 24 European Insurance in Figures”（2006.6）
- ・European Commission, “Note to the members of the IC Accounting Subcommittee (MARKT/2527/03-EN)”（2003.8）
- ・IAIS, “Survey Report Impact upon Supervisors of Implementation of IFRS”（2006.5）
- ・IASB, “IFRS 4 Insurance Contracts”（2004.3）
- ・Informa UK, “Insurance Regulation & Accounting”（2006.11）
- ・Insurance Committee, “Update on Accounting Developments –The process to endorse IAS 32, IAS

39 and IFRS 4, and related supervisory issues (MARKT/2507/04-EN) ”

- ・ Insurance Committee, “Update on Accounting Developments –The IAS endorsement and possible impact on Insurance Directives (MARKT/2524/04-EN) ” (2004.11)

<参考サイト>

- ・ あずさ監査法人ウェブサイト <http://www.azsa.or.jp/index.html>
- ・ 企業会計基準委員会 (ASBJ) ウェブサイト <http://www.asb.or.jp/>
- ・ 金融庁ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/index.html>
- ・ 社団法人日本経済団体連合会ウェブサイト <http://www.keidanren.or.jp/indexj.html>
- ・ 大和総研ウェブサイト <http://www.dir.co.jp/research/law-research/index.html>
- ・ みずぎ監査法人ウェブサイト <http://www.misuzu.or.jp/index.html>
- ・ Aviva ウェブサイト <http://www.aviva.com/>
- ・ AXA ウェブサイト <http://www.axa.com/en/>
- ・ EU (欧州連合) ウェブサイト [http://europa.eu/index\\_en.htm](http://europa.eu/index_en.htm)
- ・ IAIS (保険監督者国際機構) ウェブサイト <http://www.iaisweb.org/>
- ・ IASB (国際会計基準審議会) ウェブサイト <http://www.iasb.org/>
- ・ IASPlus ウェブサイト <http://www.iasplus.com/index.htm>
- ・ Milliman ウェブサイト <http://www.milliman.com/>